

# 島根県立大学大学院研究科委員会運営規程

平成19年4月1日  
島根県立大学規程第5号

(目的)

**第1条** この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第23条に規定する研究科委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の名称等)

**第2条** 委員会の名称は、北東アジア開発研究科委員会及び看護学研究科委員会とする。

(組織)

**第3条** 委員会は、当該研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長を除くものとする。

2 委員会は、必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。ただし、前項に掲げる者以外の者は、議決に加わることはできない。

(審議事項)

**第4条** 委員会は、教育研究評議会の議を経て学長が定める教育研究上の方針に沿って、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- (2) 研究科の目的とする研究に関する事項
- (3) 学生の入学及び修了に関する事項
- (4) 学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項
- (5) 学位の授与に関する事項
- (6) その他研究科の教育研究に関する重要な事項

(招集)

**第5条** 委員会は、研究科長がこれを招集する。

2 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3 委員会の構成員の3分の1以上の者から、審議すべき事項を示して文書により要求があったときは、研究科長は、委員会を招集しなければならない。

(議長)

**第6条** 研究科長は、委員会の議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

**第7条** 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の提出)

**第8条** 委員会で審議すべき事項は、研究科長が提出する。

2 研究科長は、審議すべき事項を、委員会の開催3日前までに構成員に通知しなければならない

い。

(職員の出席)

**第9条** 議長は、委員会の構成員以外の島根県立大学の職員を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

**第10条** 委員会に、専門の事項を調査審議又は実施させるため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会については、別に定める。

(議決及び報告)

**第11条** 委員会が、専門委員会にあらかじめ指示した事項については、専門委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。この場合において、専門委員会の長は、専門委員会において調査審議又は実施した事項について、委員会に報告するものとする。

(議事録)

**第12条** 委員会の議事録は事務局がこれを作成し、事務局において保管する。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。